

# 01

- 秦野市の地域特性
- 秦野市地球温暖化対策実行計画の  
基本的事項

# 秦野市の地域特性

## 1. 自然的地域特性

### (1) 位置

秦野市（以下「本市」という。）は、神奈川県の西部に位置し、面積は103.76km<sup>2</sup>、距離は東西に13.6km、南北に12.8kmです。

市の中心部は、東京から約60km、横浜から約37kmのところに位置し、北方には、いわゆる神奈川の屋根「丹沢連峰」がひかえ、南方には大磯丘陵の一部である渋沢丘陵と呼ばれる台地が東西に走っています。

### (2) 地形・地質

秦野盆地は、東・北・西の三方を新生代第三紀丹沢層群のつくる大山・三ノ塔・塔ノ岳・鍋割山等の谷の深い壯年期の山々に囲まれ、南方は、新生代第四紀末に隆起したなだらかな渋沢丘陵に遮られています。

秦野盆地の地質は、基盤が丹沢層群をつくる緑色凝灰岩で、その上に砂礫と降下火山灰等が互層をなして堆積しており、盆地内の砂礫は、丹沢山地より盆地の中央部を流れる水無川、盆地の西側を流れる四十八瀬川、東側を流れる金目川等によって運搬堆積し、砂礫層となって複合扇状地の地形を形成しています。そのため、水無川の流水は、扇頂にあたる大倉付近から伏流水となり、扇端の今泉・平沢付近で湧出しています。

### (3) 地下水

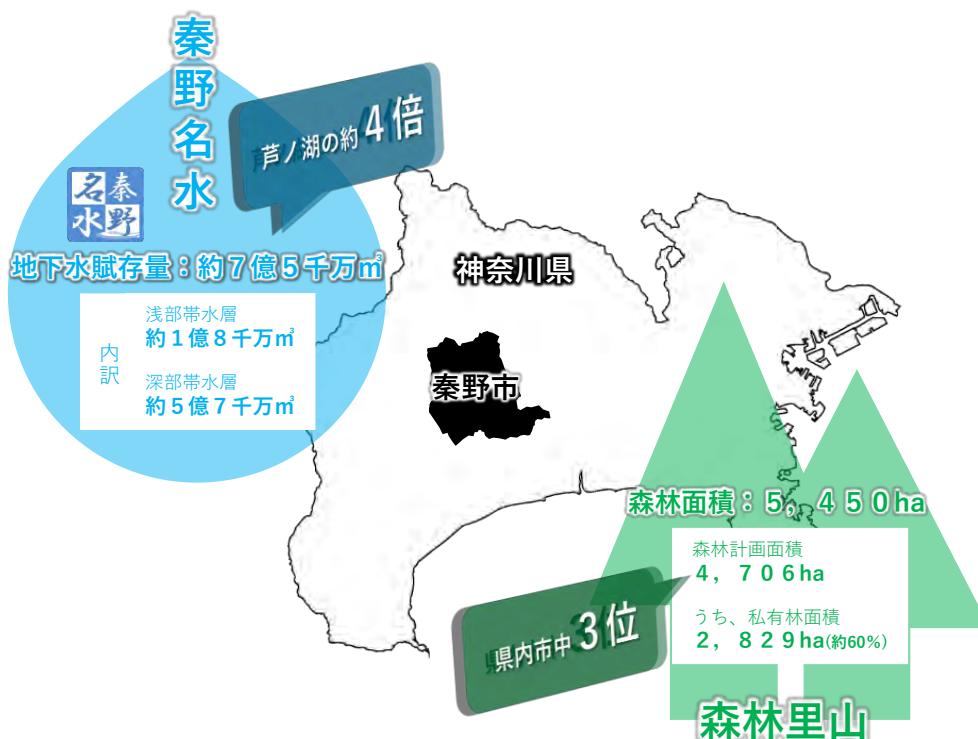
豊富な地下水は、地下水盆と呼ばれる地下構造により、「天然の水がめ」として古くから住民に恵沢を与えるとともに、明治23年(1890年)に給水が開始された水道の水源にも使用されています。

昭和60年(1985年)には、「秦野盆地湧水群」として名水百選に認定されています。

### (4) 森林

丹沢山地をはじめ弘法山や渋沢丘陵など、森林面積は市の総面積の約53%を占め、雄大な緑が広がり、多種多様な動植物も数多く生息しています。

▶ 図表01-1-1



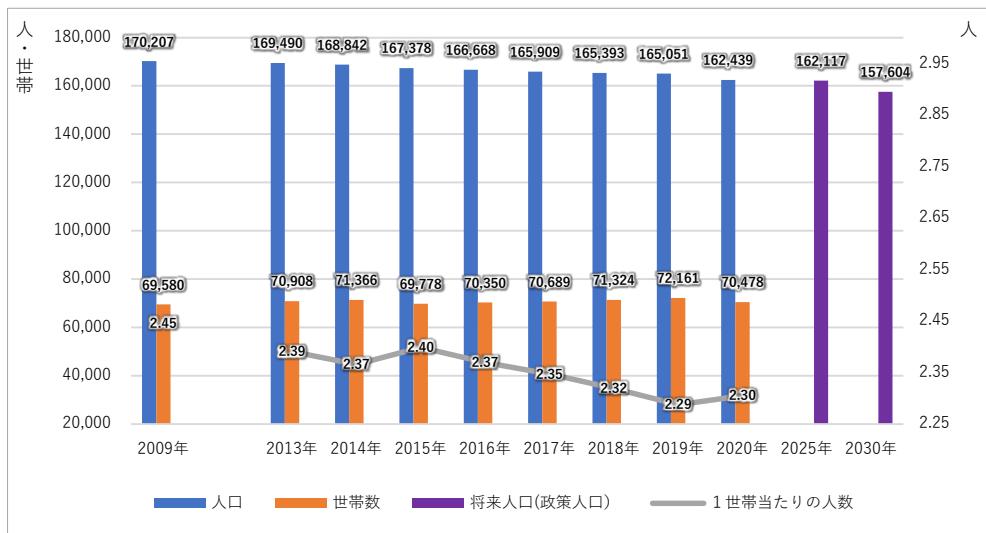
## 2.社会的地域特性

### (1) 人口・世帯

人口は、平成21年(2009年)に17万人を超え、翌22年(2010年)9月1日の170,417人をピークに減少に転じ、令和2年(2020年)の162,439人(国勢調査結果)に至るまで緩やかな減少傾向になっています。

一方、世帯数は、同年で比較すると69,580世帯から70,478世帯へ約900世帯増加しています。なお、将来人口については、趨勢(すうせい)人口及び政策人口とも減少傾向にあると推計されています。

➤ 図表01-1-2



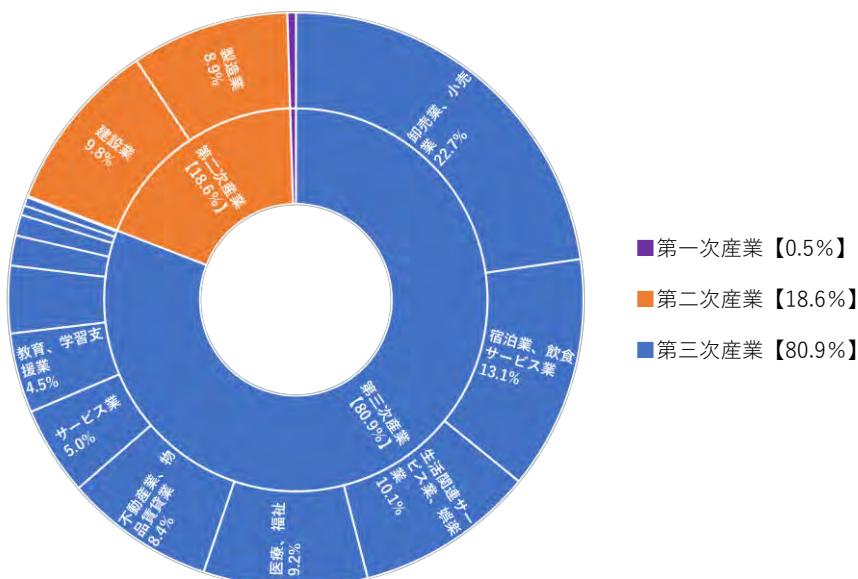
【出典】統計はだの(10月1日の人口)・秦野市人口ビジョン

### (2) 産業・都市構造

#### ア 産業構造

平成28年(2016年)の産業別(大分類)割合は、第一次産業が約1%、第二次産業が約19%、第三次産業が約80%となっています。

➤ 図表01-1-3



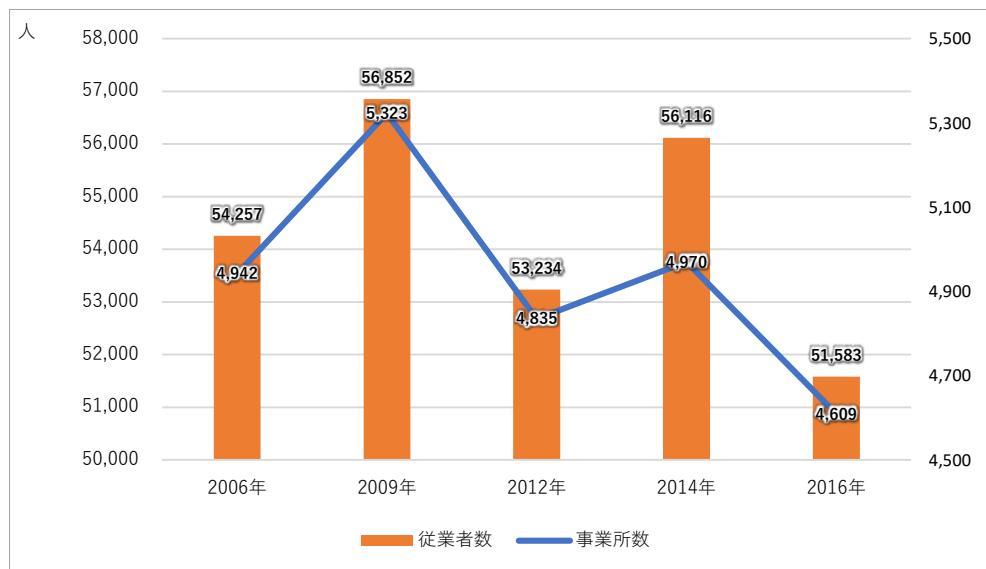
【出典】統計はだの

# 秦野市の地域特性

## イ 事業所及び従業者

平成28年(2016年)の事業所数は4,609事業所、従業者数は51,583人であり、過去の変化を見ると増減を繰り返しています。

➤ 図表01-1-4



【出典】統計はだの

➤ 図表01-1-5

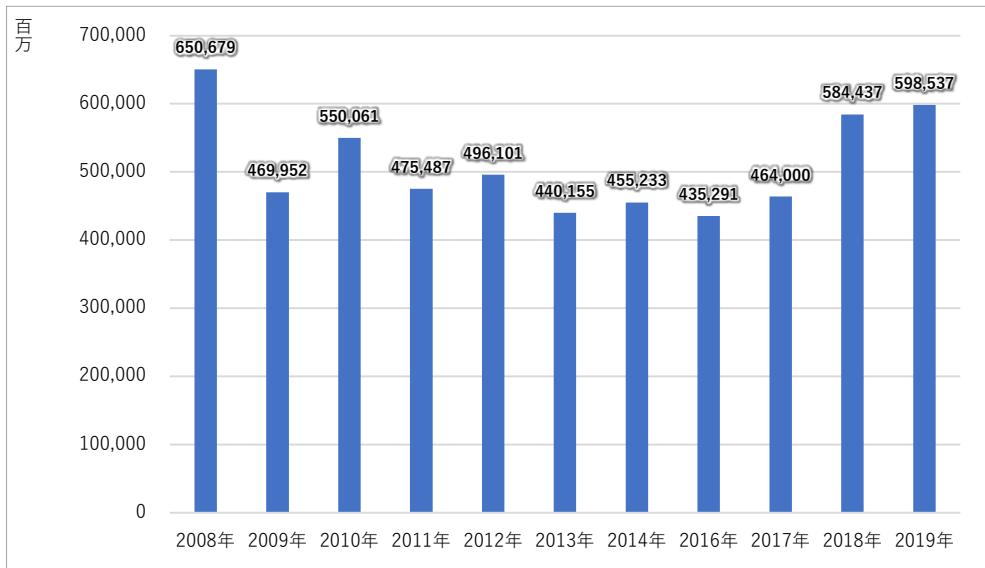
産業分類（公務を除く）	事業所数		従業者数	
	事業所	(%)	人	(%)
総数【平成28年(2016年)】	4,609	100.0	51,583	100.0
農林・漁業	22	0.5	261	0.5
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0	0	0.0
建設業	450	9.8	2,510	4.9
製造業	409	8.9	13,040	25.3
電気・ガス・熱供給・水道業	3	0.1	160	0.3
情報通信業	25	0.5	653	1.3
運輸業、郵便業	78	1.7	2,361	4.6
卸売業、小売業	1,048	22.7	9,574	18.6
金融業、保険業	54	1.2	779	1.5
不動産業、物品貯蔵業	389	8.4	1,049	2.0
学術研究、専門・技術サービス業	175	3.8	1,127	2.2
宿泊業、飲食サービス業	606	13.1	5,439	10.5
生活関連サービス業、娯楽業	465	10.1	2,372	4.6
教育、学習支援業	207	4.5	953	1.8
医療、福祉	425	9.2	8,700	16.9
複合サービス業	23	0.5	422	0.8
サービス業	230	5.0	2,183	4.2

【出典】統計はだの

## ウ 製造品出荷額等

製造品出荷額等は、平成20年(2008年)のリーマンショックや平成23年(2011年)の東日本大震災の影響により減少が続きましたが、平成29年(2017年)以降持ち直し、増加に転じています。

➤ 図表01-1-6



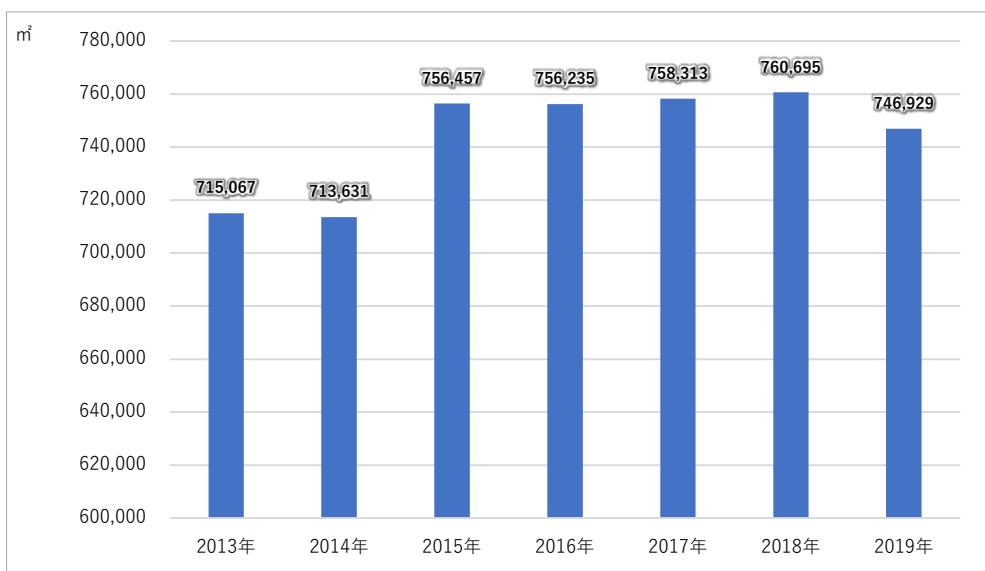
※2015年の工業統計調査は実施されていない。

【出典】統計はだの

## エ 業務系構造物床面積

平成30年(2018年)の業務系床面積（木造及び非木造家屋）は、約76万m<sup>2</sup>と平成28年(2016年)以降、微増傾向にありましたが、令和元年度(2020年度)は減少に転じています。

➤ 図表01-1-7



【出典】固定資産概要調書（木造家屋に関する調ほか）

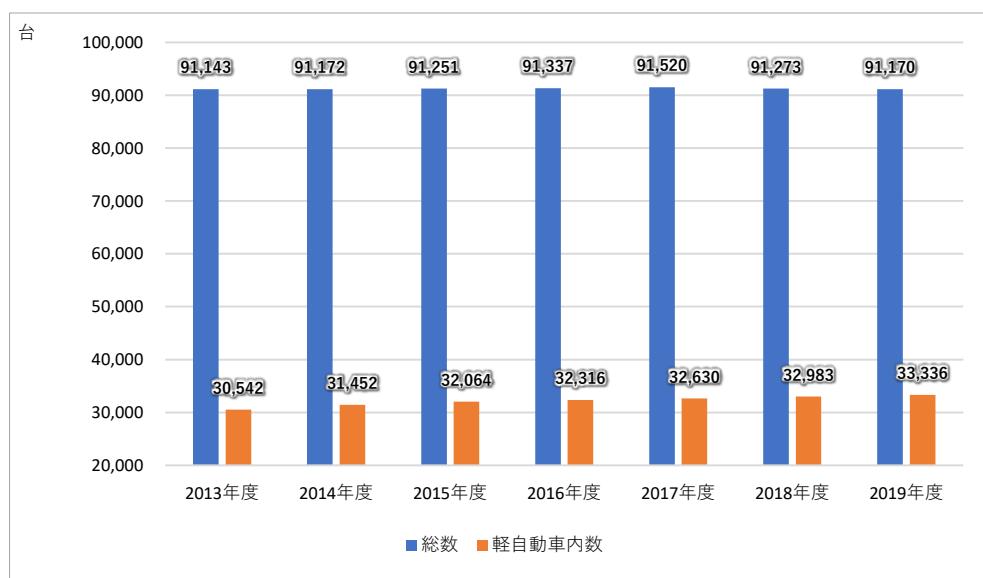
# 秦野市の地域特性

## オ 交通・利便

これまで増加傾向にあった自動車保有台数は、平成25年度(2013年度)の91,143台から横ばい傾向となっている中、軽自動車の保有台数が増加しています。

公共交通機関の利便性については、市内4駅の鉄道乗降客数は、横ばい傾向が続き、令和元年度(2019年度)では年間約2,200万人（秦野駅と東海大学前駅で、それぞれ約700万人、次いで渋沢駅で約500万人、鶴巻温泉駅で約300万人）が、2社（計56系統）のバス路線輸送状況は、年間約950万人が利用しています。

➤ 図表01-1-8



【出典】統計はだの

## カ 土地利用

市街化区域の面積は2,438haで、市域の約23%となっています。用途地域別では、住居系地域が1,887ha(約77%)、商業系が約4%、工業系が約19%となっています。

市街化調整区域の面積は7,938haで、その約43%に当たる3,439haが農業振興地域になっており、農業振興地域のうち約21%が農用地区域に指定されています。

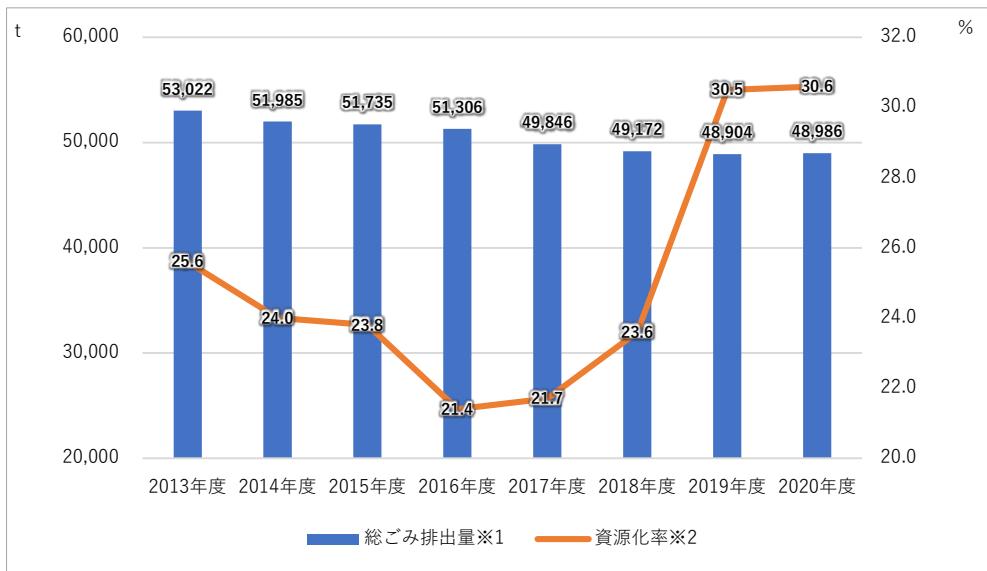
都市化の進展などに伴い、住宅地などの都市的な土地利用が増加する一方、農地などの農業的な土地利用は減少しています。

## キ 廃棄物処理

伊勢原清掃工場の老朽化に伴い、令和5年度(2023年度)末までに、はだのクリンセンター1施設による焼却体制に移行するため、資源化（古紙類や草木類の分別品目の追加やストックハウスの拡充など）を推進し可燃ごみの減量に取り組んでいます。

その結果、ごみの総排出量及び市民一人1日当たりのごみの排出量は、平成28年度(2016年度)以降減少傾向にあります。

図表01-1-9



※1\_ごみと資源の総排出量

※2\_総ごみ排出量に占める資源（中間処理後の資源化量を含む）の割合

【出典】ごみ処理基本計画

## ク 大学との連携

東海大学及び上智大学短期大学部は、本市と提携事業を推進する協定を締結しています。

特に、東海大学においては、令和4年(2022年)4月から23学部62学科・専攻に向けた改革が実行されるなど、多彩な環境で培われる高度で専門的な知見の共有は、地域課題解決への魅力的な資源といえます。

図表01-1-10



【出典】東海大学HP

# 秦野市地球温暖化対策実行計画の基本的事項

## 1. 計画策定の背景

### (1) 地球温暖化対策に係る主な動向

➤ 図表01-2-1

年	国際的な動向	国内の動向	秦野市の動向
1990		<b>地球温暖化防止行動計画の公布</b> ●地球環境保全に関する関係閣僚会議で定められた最初の政府の地球温暖化対策	
1994	<b>気候変動枠組条約の発効</b>		
1997	<b>京都議定書の採択</b> ●気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において、先進国が6つの温室効果ガスを削減する数値目標と目標達成期間を合意		
1998		<b>地球温暖化対策推進大綱の決定</b> ●日本政府各省庁の地球温暖化対策を取りまとめたもの	
1999		<b>地球温暖化対策の推進に関する法律の施行</b> ※2002.2005.2006.2013.2021年改正 <b>地球温暖化対策に関する基本方針の決定</b>	
2000			<b>秦野市環境基本条例の制定</b> <b>秦野市環境基本計画の策定</b> ●地球温暖化対策を重点施策に体系化
2001	<b>ポン合意</b> ●COP4で採択されたブエノスアイレス行動計画に基づき、ポンで開催されたCOP6で京都議定書を実施していくために必要な京都メカニズムや順守制度などの詳細なルールの骨格要素に合意		
2002		<b>地球温暖化対策推進大綱の決定</b> ●京都議定書締結のために見直したもの	
2005	<b>京都議定書の発効</b>		
2007	<b>ハイリゲンダム・サミット</b> ●2050年までに地球規模での温室効果ガス排出を少なくとも半減させることを含む、EU、カナダおよび日本による決定を検討 <b>IPCC第4次統合報告書の公表</b>	<b>新提案「クールアース50」の発表</b> ●世界全体の共通目標として2050年までに温室効果ガス半減という長期目標を提案	
2008	<b>京都議定書第一約束期間の開始</b>		
2009			<b>秦野市地球温暖化対策地域推進計画（区域施策編）の策定</b> ●京都議定書に基づく各種対策をより総合的に推進
2010	<b>カンクン合意</b> ●COP16において、工業化以前に比べ気温上昇を2℃以内に抑えるとの観点から大幅削減の必要性の認識を共有		
2011	<b>ダーバン合意</b> ●将来の枠組みへの道筋、京都議定書第二約束期間に向けた合意、緑の気候基金、及びカンクン合意の実施等を採択	<b>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の施行</b> ●固定価格買取制度(FIT)の導入 ※東日本大震災発生	<b>第2次秦野市環境基本計画（前期計画）の策定</b> ●自然的・社会経済的な特性を踏まえ、新たに「自然共生」「低炭素」「循環」という関連し合う三つを柱に位置付け
2014	<b>IPCC第5次評価報告書統合報告書の公表</b>		

	<b>SDGs（持続可能な開発目標）の採択</b> ●持続可能な開発のための2030アジェンダを国連総会で採択 <b>パリ協定の採択</b> ●COP21において、2020年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的枠組み		<b>第2次秦野市環境基本計画（後期計画）の策定</b> ●区域施策編を包括
2015			
2016	<b>パリ協定の発効</b>	<b>地球温暖化対策計画の策定</b> ●地球温暖化対策推進法に基づく我が国唯一の地球温暖化に関する総合計画（2013年比・2030年温室効果ガス26%削減／2050年80%削減）	
2017			<b>秦野市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定</b> ●秦野市環境管理システム（以下「EMS」という。）と連携
2018	<b>IPCC 1.5°C特別報告書の公表</b>	<b>第五次環境基本計画の閣議決定</b> ●SDGsの活用、分野横断的な重点戦略の設定、あらゆる観点からのイノベーションの創出による経済・社会的課題の同時解決を実現 また、地域の活力を最大限に發揮する地域循環共生圏を提唱 <b>気候変動適応法の公布</b> <b>気候変動適応計画の閣議決定</b>	
2019	<b>IPCC海洋・雪氷圏特別報告書の作成</b>	<b>パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定の閣議決定</b>	<b>秦野市再生可能エネルギーに関する基本指針の策定</b> ●「水と緑」を生かした再生可能エネルギーの利活用の促進
2020		<b>首相所信表明「脱炭素社会の実現」</b> ●2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言	<b>第3次秦野市環境基本計画（前期計画）の策定</b> ●前計画より継承する「環境の保全」という普遍性を着実に推進させるとともに、社会潮流への順応を見据えた取組（重点戦略及び横断的視点）や推進体制を強化
2021	<b>グラスゴー気候合意</b> ●COP26において、「世界全体の気温目標」については、平均気温の上昇を1.5°Cに抑える努力を追求（この10年間で行動を加速化） 「石炭火力発電」については、段階的な削減対策を採択（特定の燃料の削減が盛り込まれたのは、極めて重要であることの強調） 「気候資金」については、先進国からの途上国支援として、2025年まで年間1千億ドルの拠出を継続	<b>気候変動リーダーズサミットへの参加</b> ●温室効果ガスの削減中期目標について、これまでの26%から46%に大幅な引き上げを表明 <b>2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略の策定</b> ●経済産業省による関係省庁と連携した「2050年カーボンニュートラル」への挑戦を「経済と環境の好循環」につなげるための産業政策 <b>地域脱炭素ロードマップの公表</b> ●「地方からはじまる、次の時代への移行戦略」をキーメッセージに、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させる地方創生に資する脱炭素に国全体で取り組み、さらに世界へと広げるために、特に2030年までに集中して行う取組・施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示したもの	<b>2050年ゼロカーボンシティへの挑戦を表明</b> ●森林里山や名水など他に誇るべき地域資源、さらに、「森・里・川・海」の自然なつながりをもたらす地域特性を未来に引き継ぎ、持続可能な都市として発展し続けることができるよう表明（全国で285例目） <b>カーボンニュートラルの実現に向けた基本方針の策定</b> ●2050年までを10年間単位で3つのフェーズ（土台形成期/検証・転換期/最終調整期）に区切って進行管理 <b>カーボンニュートラルのまちづくりに向けた包括連携協定の締結</b> ●本市、秦野ガス株式会社及び東京ガス株式会社において、「カーボンニュートラル・レジリエンス・地域共創」の3つの視点から互いの強みを生かした取組を推進していくもの

【出典】全国地球温暖化防止活動推進センターHP（地球温暖化をめぐる日本と世界の主な出来事から一部引用）



**秦野市地球温暖化対策実行計画の策定**  
●区域施策編及び事務事業編並びに適応策編を一元化

# 秦野市地球温暖化対策実行計画の基本的事項

## (2) 国際的な動向

### ア 持続可能な開発目標（SDGs(Sustainable Development Goals)）の実現

平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている平成28年(2016年)から令和12年(2030年)までの国際目標です。

これは、平成13年(2001年)において、同サミットで策定されたミレニアム開発目標（MDGs(Millennium Development Goals)）の後継に位置付けられ、貧困・不平等・気候変動への対策を主軸に、持続可能な世界を実現するための「17のゴール」と「169のターゲット」から構成されており、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

将来にわたって持続可能な社会を実現、発展させていくことができるよう、国際社会全体の行動として課題に取り組んでいくことが求められています。

#### ➤ 図表01-2-2



【出典】国際連合広報センター

### イ パリ協定の遵守

平成27年(2015年)にパリで開かれた、温室効果ガス削減に関する国際的取り決めを話し合う「国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)」で合意された、令和2年(2020年)以降の気候変動問題に関する国際的な枠組み※です。

本協定では、世界共通の長期目標として地球の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2°Cより十分低く保ち、1.5°Cに抑える努力をすること（できる限り早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトし、21世紀後半には、温室効果ガスの排出量と森林吸収量のバランスをとること）が掲げられています。

#### ■主な取り決め

- \* 主要排出国を含む全ての国が削減目標を5年ごとに提出・更新する
- \* イノベーションの重要性の位置付け
- \* 5年ごとに世界全体としての実施状況を検討する仕組み（グローバル・ストラクテイク）を定める
- \* 二国間クレジット制度(JCM)も含めた市場メカニズムの活用

※令和2年(2020年)11月に離脱していたアメリカが翌年2月に正式に復帰を認められたことから、196か国全ての国が参加する枠組みとして本格的に運用されています。（批准国は187か国）

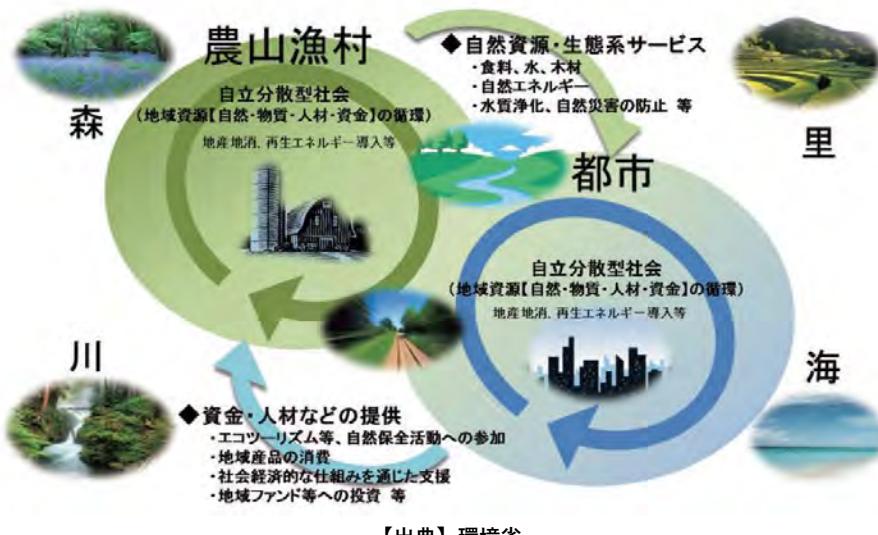
### (3) 国内の動向

#### ア 地域循環共生圏の創造

平成30年(2018年)に閣議決定された「第五次環境基本計画」において提唱されている、地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方です。

農山漁村も都市も活かす我が国の地域活力を最大限に発揮する構想として、その創造によるSDGsやSociety5.0（経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会）の実現、並びに持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にするとともに、持続可能な循環共生型の社会を構築していくことが期待されています。

➤ 図表01-2-3



【出典】環境省

#### イ 地球温暖化対策の推進に関する法律の改正

令和3年(2021年)5月「地球温暖化対策の推進に関する法律（一部改正案）」が閣議決定され、2050年カーボンニュートラルを基本理念として法に位置付けるとともに、その実現に向けて地域の再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）を活用した脱炭素化の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等が定められました。

##### ■主な改定点

- \* パリ協定・2050年カーボンニュートラル宣言等を踏まえた基本理念の新設
- \* 地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するための計画及び認定制度の創設（P41～43に後掲）
- \* 脱炭素経営の促進に向けた企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化の推進等

#### ウ 地域脱炭素ロードマップの公表

令和3年(2021年)6月、国・地方脱炭素実現会議において、「地域脱炭素ロードマップ－地方からはじまる、次の時代への移行戦略－」が公表され、2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルという野心的な目標に向けて、今後の5年間を集中期間として、政策を総動員して、地域脱炭素の取組を加速するとされています。

##### ■具体的な取組

- \* 脱炭素先行地域<sup>1</sup>（少なくとも100か所）をつくる
- \* 脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施（各地の創意工夫を横展開）

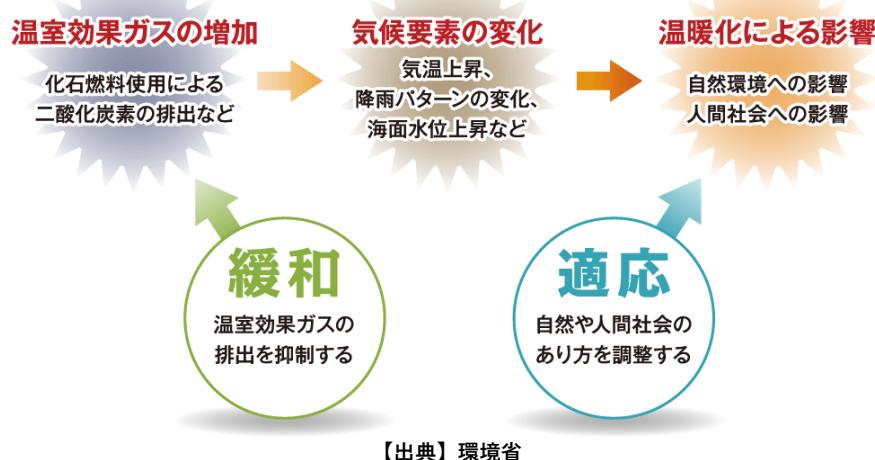
# 秦野市地球温暖化対策実行計画の基本的事項

## エ 緩和と適応の両輪によるアプローチ

「緩和」とは、再エネの導入及び省エネルギー対策（排出削減）、森林等の整備（吸收増加）などによって、地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制し気候変動を防止すること、「適応」とは、既に現れている、あるいはこのままでは避けられない気候変動の影響に対して、自然や人間社会の在り方を調整し被害を最小限に抑え、逆に気候の変化を利用することをいいます。

今まさに、押し寄せる気候変動の影響から生命・財産を将来にわたり守るために、市民・事業者・行政の誰もが「緩和」と「適応」に基づく取組を実行していくことが求められています。

➤ 図表01-2-4



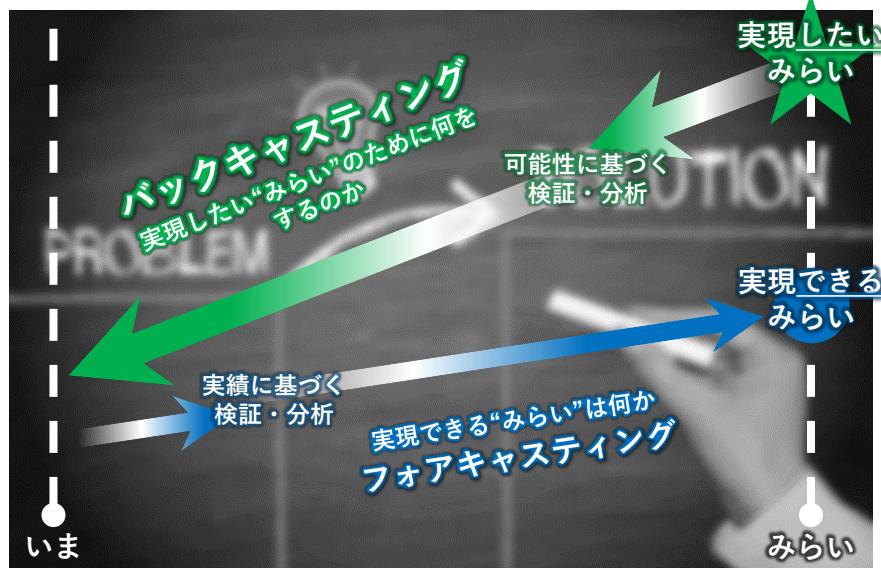
【出典】環境省

## オ 思考法の転換

新たな未来を創り出そうとするとき、EBPM<sup>2</sup>に代表されるような証拠やデータに基づく実行策を積み上げて、実現できる姿を想定していく考え方を「フォアキャスティング(forecasting)」、実現したい姿から逆算して現在の施策を考える思考法を「バックキャスティング (backcasting)」といいます。

地球温暖化対策や持続可能な社会の創造には、バックキャスティングを用いた展開が有効とされ、多くの場面でこの思考法が取り入れられ始めています。

➤ 図表1-2-5



## 2. 計画の概要

### (1) 目的

秦野市地球温暖化対策実行計画（以下「本計画」という。）は、国際的な重要課題である地球温暖化に対して、市民及び事業者との協働を軸に、足元からの取組を牽引することによって持続可能な脱炭素社会を構築していくことを目的とします。

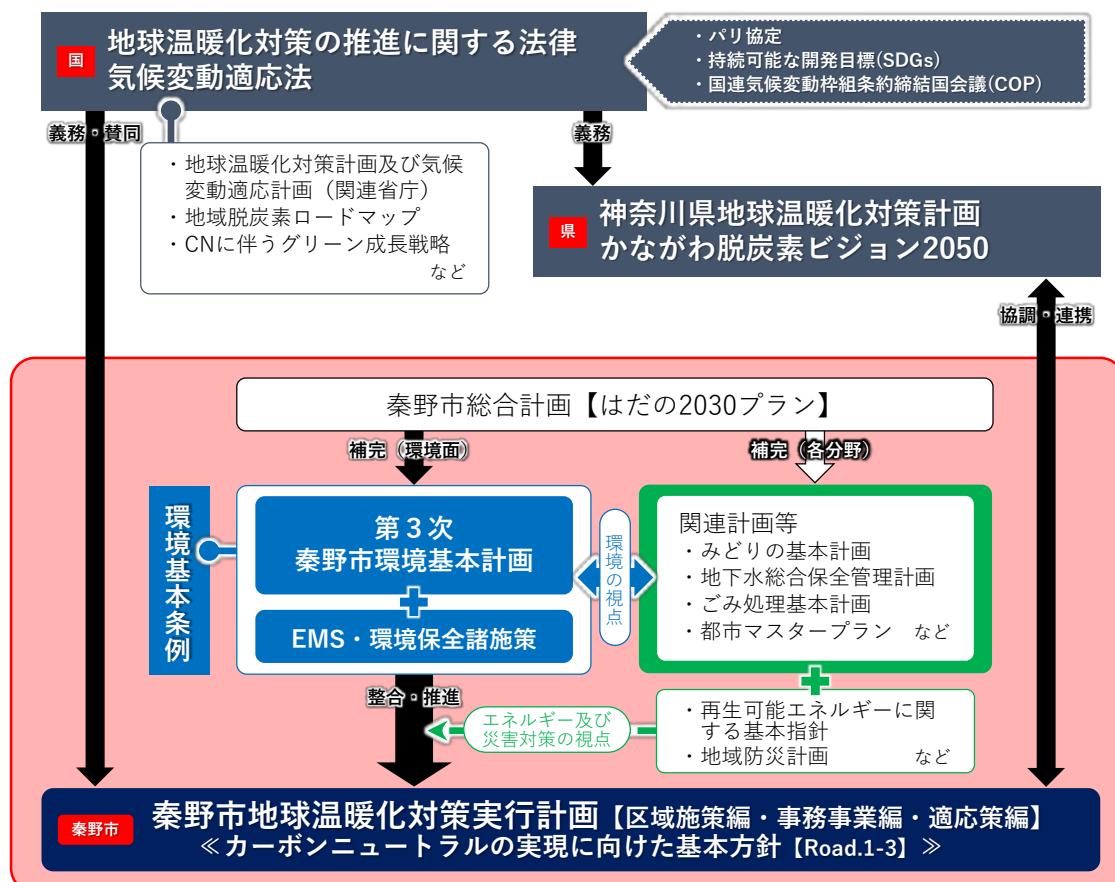
### (2) 位置付け

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）第19条第2項において規定される、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策（以下「区域施策編」という。）及び同条第21条第1項において規定される、都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「事務事業編」という。）を一元化させた計画です。

また、平成30年(2018年)に施行された気候変動適応法（以下「適応法」という。）により、適応策の推進に係る法的仕組みの整備や地方公共団体の責務が明らかとなつたこと等を踏まえ、同法第4条及び第12条に基づく適応策を包括しています。

さらに、令和3年秦野市議会第1回定例会において、森林里山や名水などの誇るべき地域資源、「森・里・川・海」の自然的なつながりをもたらす地域特性を未来の世代に引き継げるよう「2050年ゼロカーボンシティ」への挑戦を表明し、その具現化に向けて、国内外の潮流や市域の動向を踏まえたフェーズごとの長期的な政策の方向性を示すとともに、市民及び事業者との協働による足元からの取組によって持続可能な脱炭素社会を目指す「カーボンニュートラルの実現に向けた基本方針」を定め、本計画の実効性を担保しています。

図表01-2-6



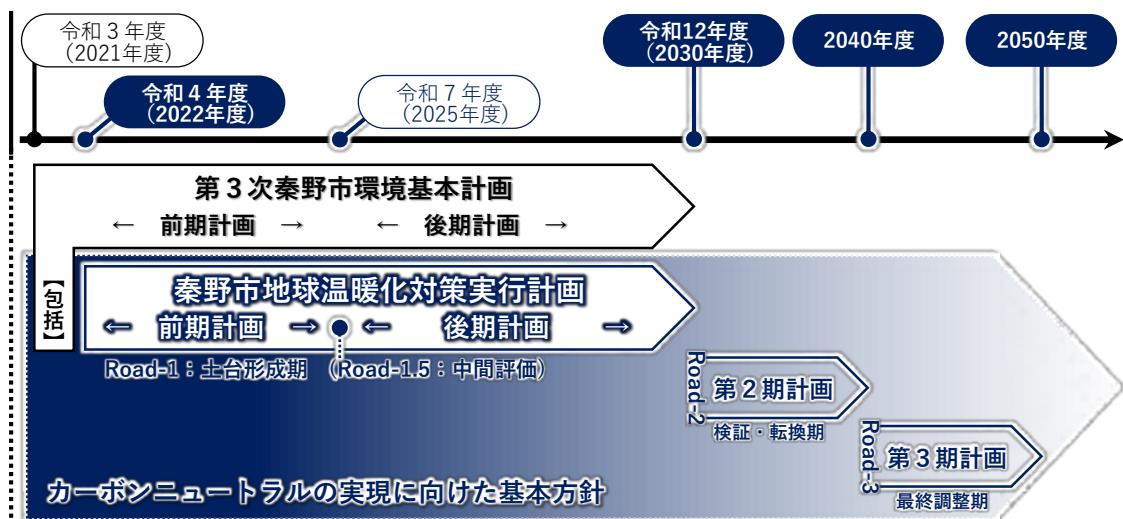
# 秦野市地球温暖化対策実行計画の基本的事項

## (3) 期間

本計画は、令和4年度(2022年度)から国等の目標年度である令和12年度(2030年度)までの9年間とします。

なお、近年の国内外における社会情勢等にも適時適切に対応していくため、概ね令和7年度(2025年度)を中心見直し年度に定めますが、必要な都度見直し等を加え、実効性の高い計画とします。

図表01-2-7



## (4) 対象範囲等

各法令等に基づき、次のとおりとします。

図表01-2-8

計画種別		対象範囲等
温対法	区域施策編	<p>市域全体</p> <p>温室効果ガス</p> <p>✓ 二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>メタン(CH<sub>4</sub>)</li><li>一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)</li><li>ハイドロフルオロカーボン(HFC)</li><li>パーフルオロカーボン(PHC)</li><li>六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)</li></ul> <p>※二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)以外の物質は、いずれも排出量全体に占める割合が極めて小さく、排出源も多岐にわたることから本計画の対象から除外します。なお、メタン及び一酸化二窒素の年次計測については、継続して行うこととします。</p>
	事務事業編	<p>秦野市役所</p> <p>※外部への委託、指定管理者制度等により実施する事業等についても、受託者等に対して、可能な限り温室効果ガスの排出の削減等の取組（措置）を講じるよう要請します。</p> <p>✓ エネルギー起源のCO<sub>2</sub></p> <p>✓ 非エネルギー起源のCO<sub>2</sub>（一般廃棄物の焼却分）</p>
適応法	適応策編	市域全体

## (5) 施策体系

区域施策編（温対法第19条）及び事務事業編（同法第21条）並びに適応策編（適応法第12条）を対策別視点に位置付け、取組を整理します。

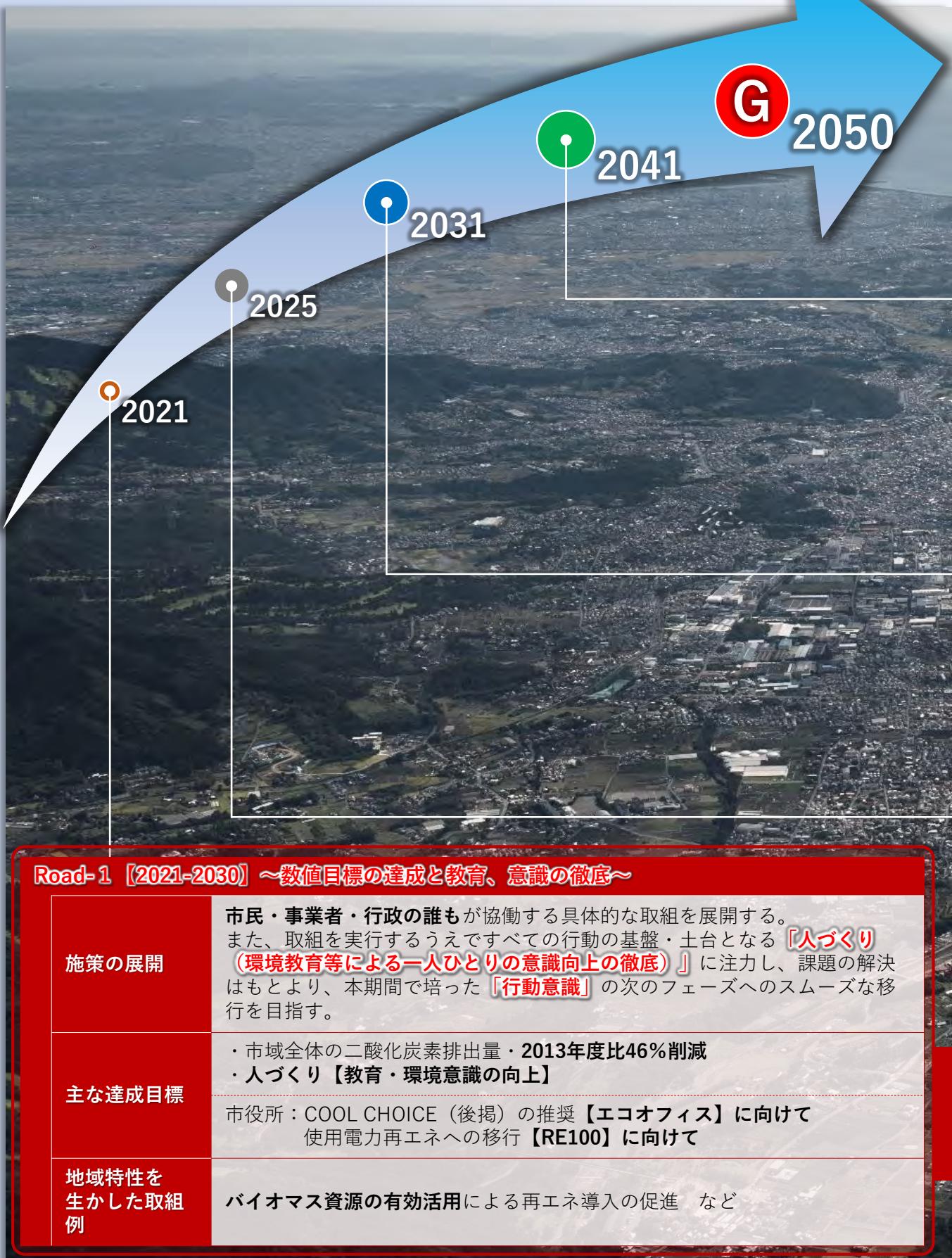
また、各編における環境課題について、その解決策を「ひとごと」とすることなく「じぶんごと」として捉える“市民・事業者・行政の誰もが主役”となって取り組む姿勢を「みんなごと」と定義し、その姿勢を未来につないでいけるよう『みんなごとを未来へ』を施策体系の基本理念に掲げます。

図表01-2-9



# 秦野市地球温暖化対策実行計画の基本的事項

## 3. カーボンニュートラルの実現に向けた基本方針【ロードマップ】



2050カーボンニュートラル  
hadan~~0~~

**Road-3 【2041-2050】～カーボンニュートラルに向けた最終調整～**

実現したいまちの姿	環境に配慮されたまち・環境意識を培ったひと・クリーンで持続可能なしごと
主な達成目標	市域全体の二酸化炭素排出実質ゼロ【ゼロカーボンシティ】の実現
地域特性を生かした取組例	森・里・暮らしをつなぐバイオマス都市はだの(仮称) など

**Road-2 【2031-2040】～多面的思考に基づいた施策の拡充～**

施策の展開	Road-1で明らかとなった成果や課題の分析から導く施策とともに、現実との差を埋める野心的な施策を組み合わせながらの展開を図る。 ※この時期には、「地域脱炭素ロードマップ」や「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」等に基づく市町村レベルによる役割の明確化も視野
主な達成目標	市域全体の二酸化炭素排出量・2030年度比●●%削減 市役所：二酸化炭素排出実質ゼロ【エコオフィス】の実現 使用電力再エネ100%【RE100】の実現
地域特性を生かした取組例	バイオマスを活用した産業都市構造の安定稼働と拡充 など

**Road-1.5 【2025】～施策や取組の中間評価～**

中間評価

国の2030年度目標の引き上げを踏まえ、**施策等の進捗を中間評価**し、その結果に応じ『Road-2』で予定している施策の展開を前倒しする等の対策を講じていく。

みんなごとを未来へ all for all, for the future.

# 01 column

## # 脱炭素社会って、 一体どんな社会？

地球温暖化を進行させる最も大きな原因である「温室効果ガスの排出を極力減らすことを目指す社会」のことです。文字で読めばなんとなく理解できるのですが、具体的に「なに」を「どう」すれば実現されるのでしょうか？

それでは、私たちの暮らし（衣・食・住）に置き換えて考えてみましょう。

例えば「住」。住環境は、家事など私たちの生活に最も身近で、温室効果ガスの排出にも密接な関わりがあります。

そこで、家庭のエネルギー使用にひと工夫。一人ひとりが、エネルギーを大切に使い（「省」く）、世帯では、太陽光パネルなどを設置してエネルギーを「創」り、使いきれずに余ったものは「蓄」える。

こうしたライフスタイルの転換が、ワークスタイルや産業・都市構造の在り方にも派生して、どんどん広がりを見せれば、脱炭素社会は大きく実現に近づくことになるでしょう。



【出典】環境省